

十二世紀後半の十分の一税問題

関 口 武 彦

シトー会、騎士修道会、そしてプレモントル会などの新修道会、新修道参事会は、早くも十二世紀三十年代には「他の人々の十分の一税」《decimae aliorum hominum》を受納し、「みずからの手と費用によって」《propria manibus aut sumptibus》耕作した農地の十分の一税を免除された。新修道会に併合された村落の十分の一税を奪われたために、司教座教会や旧修道会は大きなダメージを被った。司教、修道院長からの苦情が相次いで教皇庁によせられ、新旧修道院間の争いが各地で発生した。ジニール・ミロワールの長期にわたる抗争は、まさにその象徴的な事件であったといつてよい。⁽¹⁾かくてインノケンティウス二世以来新教団に与えられてきた特権を見直し、司教権や旧修道制の権利を保護する動きがでてきた。これを教皇政策として一貫して追求したのはハドリアヌス四世である。その幾多の政策変更があつたが、ハドリアヌス四世の十分の一税政策は第四ラテラノ公会議で最終的に承認された。本稿では、教皇政策を中心に、十二世紀後半における十分の一税問題を検討することにした。

一 ハドリアヌス四世と十分の一税政策

アヴィニオン近郊のサン・リュフ修道参事会長であつたニコラス・ブレイクスピアは、一一四九年にエウゲニウス三世によってアルバーノの司教枢機卿に任命されたのち、スカンジナビアに教皇特使として派遣された。ノルウェーとスウェーデンの教区組織の整備に力を尽したニコラスは、ローマに帰還後、アナスタシウス四世のあとを襲つて教皇に選出された。ハドリアヌス四世がこれである。北欧での行政手腕が高く評価されたといえよう。彼は現在にいたるまで史上ただひとりのイギリス人教皇である。⁽²⁾

ハドリアヌス四世の在位はわずか四年九ヶ月（一一五四年十二月四日—一五九年九月一日）にすぎない。しかしこの間重要事件が目白押しであり、ローマ教会は重大な岐路に立つた。ローマではすでにカピトリノ丘に元老院が設置されてコム・ネ運動が盛り上がりをみせ、エウゲニウス三世期にローマにやってきた民衆説教家アルナルド・ダ・ブレ

シアが元老院と同盟を結んで市民を扇動していた。一一五五年の四旬節に枢機卿の一人がアルナルドの一味に襲われると、ハドリアヌスはさすがにローマに聖務禁止を敷いて対抗し、巡礼の往来を妨げた。ローマは経済的に打撃を受け、教皇の厳しい要求に屈した元老院はアルナルドをローマから追放している。³⁾ 北方では若く野心的な王、フリードリヒ・バルバロッサがイタリア支配の遠大な構想を練っていた。一一五五年一月にコンスタンツ条約が更新され、同年六月十八日にバルバロッサの皇帝戴冠式がサン・ピエトロ聖堂で挙行された。しかしバルバロッサはノルマン人に対抗するための具体的な支援策を教皇と協議することもなく、ドイツに引き上げたのである。ライナルト・フォン・ダッセルが帝国書記局長に任命されたのは一一五六年五月である。翌年十月にはハドリアヌスのバルバロッサ宛書簡中の用語ベネフィキウムの解釈をめぐって両者のあいだに緊張が持ち上がった。いわゆるプザンソン事件である。⁴⁾ 一一五八年十一月十一日、バルバロッサはピアチェンツァ東方のロンカリアの野に帝国諸侯とロンバルディアの都市代表を集めて会議をひらいた。ここで制定されたロンカリア法は二十五の国王大権をかぞえあげている。ロンバルディアからの国王収入の確保が狙いであった。立法はイタリア諸都市の行政官と司法官の職権とその任免権が君主権に由来することを明らかにし、都市の皇帝直属と権力の一元化を目指したのである。⁵⁾ かくて教皇とイタリア諸都市の皇帝に対する不信任は拭いがたいも

のになった。他方、南イタリアに目を転ずると、ここではシチリア王グリエルモ一世（一一五四—一〇六六年）が麾下のノルマン人部隊を率いてベネヴェント、カンパーニヤへの侵出の機会を窺っていた。ハドリアヌスはビザンツ軍とグリエルモに反感を抱くノルマン人諸侯との同盟によってシチリア王の北上に備えたが、これは誤算であった。一一五六年五月、プリンディジ近郊の戦いでグリエルモが勝利をおさめると、ハドリアヌスはただちに彼とベネヴェントで同盟をむすんだ。同年の六月十八日に締結されたベネヴェント条約は、およそ一世紀前のメルフィ条約（一〇五九年八月）への復帰であった。これはコンスタンツ条約の事実上の廃棄を意味しており、ウォルムス条約から三十年以上つづいた帝国との協調体制に決別を告げるものであった。ノルマン人敵視政策から親ノルマン人政策へと大きく外交の舵を切ったハドリアヌスを支えたのは腹心の尚書院長ロランド・バンディネッリ、のちのアレクサンデル三世であった。⁶⁾ ベネヴェント条約の締結を機に枢機卿団の分裂が加速するのである。⁷⁾

一一五五年秋から翌年の夏にかけて、ソールズベリーのジョンはヘンリー二世の命をつけてベネヴェントにハドリアヌス四世を訪ねた。滞在中、ジョンは同郷人の教皇としばしば個人的に歓談する機会をもった。教皇の死の直後に完成した著書『経綸の書』（*Politicus*）の中で対談の様子を伝えている。⁸⁾ これは全編をつづじて最も精彩に富む部分だといっ

てよいだろう。為政者と被治者の関係を胃袋と他の諸器官との関係にたとえて持論を展開した周知の比喩は、権力の公益性にたいする教皇の自負心を示しており、彼が教皇首位権のゆるぎない確信者であったことのおかしである。その半面では、教皇権の重圧に打ちのめされそうなハドリアヌスの人間的な苦悩を伝えている。教皇の玉座は針でおおわれ、彼の着用するマントは鋭い刺で縫い合わせてある。マントの重さはいかなる強肩をも疲弊させ、押しつぶさずにはおかない。一介の聖職者から一歩一歩その地位をたかめて教皇位に上り詰めたが、それによって以前の幸福と平穏な生活に何か価値あるものがつけ加えられたとは思っていない、とハドリアヌスはジョンに語っている。⁹³

ハドリアヌスは十分の一税をめぐって在俗、律修両教会が対立し、新旧修道制のあいだにも争いが頻発していることを知っていた。この喧噪の時代に、教会内の緊張をこれ以上たかめないためには先代教皇が新修道制にあたる特権内容を再吟味し、教会の伝統的な諸権利に一定の配慮を示す必要があると考えた。ジョンは『経綸の書』の中で、ハドリアヌスが十分の一税特権について語ったことを書きとめている。諸教皇が新修道院にあたる免税特権は、修道院が窮乏にあえいでいたときにはそれなりに意味があった。しかし修道院が富裕になり、修道士の慈善行為が衰退したあとでは、特権は信心よりもむしろ貪欲の手段になり下がっている。なぜなら特権にあずかる者はおのれの利益だけを追求してい

るからだ。彼らがたといイエスについて説教しても、イエスは不在が身を隠したままである。そこでハドリアヌスは特権を完全に廃棄するのではなくて、その適用範囲を制限しようとした。すなわち免税地を新開地 *novale* にかぎったのである。二つすることによって修道士は他者の権利を侵害せずにおのれの特権を保持できるからである。⁹⁴ ハドリアヌスはさらに神殿騎士修道会士を批判している。彼らは巡礼保護を使命とする修道士であり、教皇の十字軍構想には欠かせない存在であった。だが騎士修道会士は甲冑で身を固め、武器を携帯する騎乗の戦士である。この扮装が威嚇性をおび、無法な振舞いを可能にすることを自身では気付かなかつた。彼らは司教が閉鎖した教会の扉をあけさせ、聖職停止になつた者のためにミサを執り行い、教会が破門した者を勝手に埋葬する。聖務禁止下の教会を募金を口実に訪れて聖務を執行するために、あやまちを犯した者にたいして教会の威令が及ばなくなっている。彼らは教区を巡回しながら修道会の功績をしきりに吹聴し、金銭と引き換えに教区民の罪を赦している。⁹⁵ のちに第三、第四ラテラノ公会議でも彼らの越権行為が問題になるが、ハドリアヌスはすでに彼らの体質を見抜いていたのである。

ハドリアヌスは新開地にかぎり十分の一税を免除した。彼が旧来の特権を承認したのは二つの騎士修道会（神殿騎士修道会とヨハネ騎士修道会）にたいしてだけである。ハドリアヌスは教皇就任の一ヶ月後に、プレモンテレ参事会長ユークに宛てて『*sane novium*』のフレーズをと

もなう特許状を交付した。「あなた方がみずからの手と費用によって耕作した新開地およびあなた方の家畜からは、なんびとも十分の一税を取り立ててはならない」と。十七年前にインノケンティウス二世が同教団に発給した特許状には、「あなた方がみずからの手と費用によって耕作した農地」とあり、ハドリアヌスは直管農地にたいする免税措置を取り下げたのである。これは十分の一税政策の抜本的な見直しにほかならない。さらに同教皇はハルバーシュタット司教に宛てた書簡で、同教区のゲルンローダにあるシトー会修道院が、購入した土地とヴィラ《*ludis ac*》に合法的に付着していた十分の一税を同司教に納付しなくなったことに触れて「修道士には新開地のみの十分の一税を譲渡すべく決定した」と伝えている。十分の一税にたいする同様の制限はベネディクト会修道院にも通知された。ポンティエダ修道院（ベルガモ近在）に宛てた書状の中で、教皇は「新開地に由来することが知られている十分の一税をのぞいて、他の十分の一税は修道士に譲与されるべきではないと我々は決定したのです」と述べている。教皇はアウグスティヌス修道参事会士、カマルドリ会士、ヴァロンブローサ会士、その他のベネディクト会士にたいしても《*sane novium*》のフリースをともなう制限つきの特権のみを認めた。新開地十分の一税（*Novalzehm*）への免税制限が大規模な直管付属農場を設営する新修道会にとって大きな打撃になったであろうことは想像に難くない。

小教区の権利をめぐる新旧修道制の争いについてもハドリアヌス四世は旧修道院の既得権を尊重し、インノケンティウス二世以来の新修道制偏重の風をあらためた。教皇は即位の半年後にクリュニー修道院長に工ルに授与した特許状の中で次のように述べている。「あなたとあなたの後継者にたいして以下のことを永久に承諾します。あなたの権利に属する小教区の中に、将来なんびともクリュニー修道士の施設以外の修道会、修道院を設立してはなりません。ローマ教皇の恩恵によってあなたの教会に与えられた財産や権利が新たな侵入的な修道院の進出によって減らされ、奪い取られてはならないからです。さらにあなたの小教区の境界内に、あなたの同意なしになんびとも共同墓地を建設してはなりません」。ここで「新たな侵入的な修道院」が主としてシトー会修道院を指していることは言つまでもなからず。

ハドリアヌス四世は難局に当たって大局的視野と決断力を兼ね備えた教皇であった。巷間の手厳しい教皇批判を聞かされても微笑みをつかべながら耳をかしていた姿は『経綸の書』で描き出されている。ハドリアヌスと同時代の伝記作家ボソによれば、教皇は大変親切でしかも辛抱強く、英語とラテン語が堪能で弁舌の才があり、その話術は洗練されていた。すぐれた歌手であり、また説教も巧みであった。めつたに怒らず、気前よく施しをしたという。スタッフスによれば、ハドリアヌスは論争好きの教皇ではなく、偉大な建設的教皇であった。組織化の才と布教的

熱意をもつ改革者であり、真のイギリス人であったと述べている。⁽¹⁹⁾ サザーンはハドリアヌス四世を評して次のようにいう。彼は伝統的な権利や要求に耳を傾けたという点で教皇政治の一般的な潮流からはやや距離をおいていた。実務家で瑣事にこだわらず、またイタリア問題にみられるように大局的判断に秀でた教皇であった。彼は聖人の素質はもたなかったけれども、ローマ教会に平和と安定した統治の一時代を保証し、これによって教皇政治の最も偉大な世紀の基礎をかためた人物であった。⁽²⁰⁾と。

二 アレクサンデル三世の十分の一税政策

ハドリアヌス四世の没後、大多数の枢機卿によって教皇に選出されたのが尚書院長であったロランド・バンディネッリ(サン＝マルコの司祭枢機卿)である。彼は改名してアレクサンデル三世(一一五九年九月七日―一一八一年八月三十日)を名乗った。⁽²¹⁾ その二十二年におよぶ長い治世はバルバロッサと対立教皇との戦いに終始した。ポローニヤで教会法を学び、みずからも教えたこの法律家教皇は歴大な数の判例を後世に残した。アレクサンデル三世の立法活動がいかに旺盛であったかは『教会法典』(Corpus Iuris Canonici)に収録された『グレゴリウス九世教皇令集』(Decretales Gregorii IX)に目を通すだけで十分である。採録法文数一千

八百七十一條のうち、二人の教皇の教令数が群をぬいて多い。アレクサンデル三世の教令四百七十條とインノケンティウス三世の教令五百九十六條がこれである。兩人だけで収録総数の半数以上を占めている。⁽²²⁾ アレクサンデル三世が発給した十分の一税関連の特許状もその数が少なくない。コンスタブルは「アレクサンデル三世の十分の一税政策は幾つかの点で政策に従わないことであった」と述べているが、はつきりしているのは、前教皇の十分の一税政策が大幅に見直されて、新修道会士に有利な特許状が多数交付されたことである。

アレクサンデル三世のシトー会修道院への対応は在位初期には一定していない。一一六〇年二月十九日にポントニーニー Pontigny に交付された特許状では、教皇はハドリアヌス四世の政策を受け継いで新開地にのみ免税を認める《sane novitium》のフリースを用いた。⁽²⁴⁾ しかし同年十二月二十日にイギリスのリーヴォーヌ Levoigne 修道院長エルレッドに宛てた特許状では「みずからの手と費用によって耕した農地」の十分の一税を譲渡する《sane laborium》のフリースを用いた。⁽²⁵⁾ つまりインノケンティウス二世が一一三三年にシトー会修道院にたいして承認した特権に復帰したのである。リーヴォーが教皇シスマのときにアレクサンデル三世を強力に支持したクレルヴォーの属院だったせいもある。シトー会にたいする教皇の好意的な態度が知れ渡ると、シトー会士は相次いで教皇庁に押しかけた。ハドリアヌス四世が発給した特許状の制限条項を撤廃してもら

うためである。一一六三年二月六日と同年十二月八日にクレルヴォーに宛てた特許状において、同院の聖座奉仕への感謝の念から教皇は《same labornm》の特権を認め、二年後にはシトーにたいしても同様の特権を承認した。⁽²⁵⁾ こうしてシトー会士にたいするハドリアヌスの制限条項は次々に撤廃されていった。たとえば一一四三年に設立されたモリモン系のシトー会修道院マリーエンタール Mariental（ザクセン）は、エウゲニウス三世（シトー会士！）から一一四七年に《same labornm》の特権を承認された。一一五九年にハドリアヌス四世は免税地を新開地に制限したが、アレクサンデル三世は再び古い特権に戻している。また一一五一年に設立されたモリモン系のブロンバツハ Brombach 修道院（フランケン）はエウゲニウス三世から《same labornm》の特権を授与されたが、ハドリアヌスはこの特権を新開地に限定した。しかしアレクサンデル三世はこれを再びエウゲニウス期の特権に戻している。⁽²⁷⁾

アレクサンデル三世のあからさまなシトー会士優遇策は、旧修道院や在俗教会の不満を掻き立てた。そこで教皇は教勅《Ex parte》を公布して十分の一税政策に関する自身の立場を釈明したのである。これはタラゴーナ大司教宛書簡の形式をとっている。「周知のように、あなた方から以下のごとき苦情が我々のもとに寄せられました。白衣、黒衣、その他の修道士がローマ教会から授与された特権によって、あなたの裁判権下にある教会から十分の一税を奪い取ったということ、これです。我々は

今は亡き誉れ高き教皇たちが殆どすべての修道士に彼らの農地の十分の一税を譲渡したことをあなたが知らずにいることを望みません。我々の前任者ハドリアヌスは、シトー会士、神殿騎士修道会士、およびヨハネ騎士修道会士にたいしてだけ、みずからの手と費用によって耕作した彼らの農地の十分の一税を譲渡しました。それ以外の修道士にたいしては、みずからの手と費用によって耕作した新開地と彼らの家畜および庭畑地の十分の一税の免除を承諾したのです。これらの点について我々はハドリアヌスに倣ったのです。⁽²⁶⁾ 本教令は二つの点で注目されよう。一つはアレクサンデル三世の尚書院の混乱ぶりである。特権付与の経緯を尚書院さえも正確に把握していない。ハドリアヌス四世の原則的区分として述べられていることは、もしもそれが曲解でないとするれば誤解である。前述のように、ハドリアヌスは二つの騎士修道会をのぞくすべての修道会に新開地十分の一税だけを承認したのであって、シトー会士もまた例外ではなかった。第二に、アレクサンデル三世が修道士のあいだに特権に関する独自の線引きを導入したことによって、ここに新たな法規範が作り出されたのである。本教令は第四ラテラノ公会議まで一般的に適用された。シュライバーは「授与された重要な十分の一税特権によって、シトー会士は高慢な騎士修道会士と肩をならべた」と述べている。⁽²⁸⁾

こうした措置のために在俗聖職者やベネディクト会士の不満はつのもなり、シトー会修道院のグランギア（直営付属農場）創設にともなう村落

の併合によって収入のみちを絶たれた小教区司祭の怒りが各地で爆発した。彼らはグランギアに押し入り、十分の一税や初穂を奪い取るうとさえしたのである。たとえば一七二一―七三年に、アレクサンデル三世はウルヘル司教にたいしてポブレトPobrega修道院のグランギアに乱入してこれを破壊し、初穂を強奪したライムンドウスなる一司祭に損害を賠償させ、奪ったものを返還させるように命じた。⁽³¹⁾しかし十分の一税をめぐる争いはあとを絶たなかった。司教の中にはグランギアに併合された村落の十分の一税徴収を正当化するために、ハドリアヌス四世の教令の復権を意図して、特許状中の「農地」《labo》を「新開地」《novata》に読み替えて条文の適用を計る者もあらわれた。これに対してシトー会士は、条文の厳密な解釈と適用をもとめて教皇庁に提訴した。アレクサンデル三世がシトー会士の特権を守るために発給したのが特許状《Audivimus et audientes》⁽³²⁾である。この文はあらまし次のように述べられている。使徒座の愛する息子であるシトー会修道院長および修道士から、彼ら自身の手と費用によって耕作された農地の十分の一税を徴収し、強請する者があると耳にした。その上、不正で悪意のある解釈によって使徒座の特許状の文言を曲解する者があると聞いている。彼らは農地が新開地の意味に解釈されるべきだと言い張る。我々はシトー会士を愛護し、なんびとも彼らを困惑させ苦しめることがないように注意を払っているのである。このようにことが二度と起らないように本文書によって命令する。も

しも我々が農地と表現した箇所を新開地とのみ解釈したのであれば、他の修道士に宛てた特許状の中でそうしたように、新開地と表現したである。⁽³³⁾《Audivimus et audientes》は一七二四年に初出するが、司教やシトー会修道院に宛てた数多くの特許状の中で繰り返し引用された。かくてカニヴェズは、免税地を新開地に制限したハドリアヌス四世の政策は彼の死とともに消滅したと主張したのである。⁽³⁴⁾

アレクサンデル三世は、聖座の特権をともしれば濫用しがちなシトー会士の振舞いに手を拱いていたわけではない。創建の理念を忘れたシトー会士をときには厳しくとがめている。一例を示そう。シトー会の歴史上、重要な教皇文書の一つに《Inter innumeris mundani turbini tempestates》（世界の混乱の計り知れない嵐の中で）がある。これは一六九九年七月十九日に、アレクサンデル三世がシトーの修道会総会に出席した高位聖職者に宛てた信書である。⁽³⁵⁾本教令は一度だけその全文が刊行された。デュシエーヌ（A. Duchesne）が一六四一年に『フランス史の著述家』の第四巻で公刊したものがそれである。翌年に、マンリク（A. Marique）が『シトー会年代記』を出版したときに、彼もまた本書に《Inter innumeris》を収録した。本教令の序文の中にシトー会の賛辞を見出したからである。しかし実際には本教令のおよそ半分に近い文章が削除されていたのである。この削除された本文こそはシトー会士の退廃を指摘した、教皇のき

びしい叱責と警告を含んだ箇所にはかならなかつた。マンリクが故意に本文を削除したのか、あるいは本文が削除された写本を利用しただけなのか、今となつては確かめるすべもない。明らかなのは彼が原文との照合を怠つたということだ。だが問題はそれだけではなかつた。マンリクが収録したテキストが世間に流布し、やがて定本としての地位を確立した。ミーニユの『ラテン教父著作集』にはこの欠陥テキストが採録され、シトー会史の著名な研究者マーンやカニヴェズもまたこの欠陥テキストを利用したのである。ルクレールがミーニユ版テキストに長い脱文があるのを指摘したのは一九五二年である。⁽³⁵⁾ これ以後に書かれたレックイの名著『シトー会士 理想と現実』（初版一九七七年）はこの修正テキストを用いて書かれている。⁽³⁶⁾

本教令の前半部分はシトー会のありきたりの賛辞である。しかし序文はきびしい戒告を準備するための文学的修辭にすぎない。削除された本文はミーニユ版テキスト第二巻第五百九十五欄、十七行目の《*grosos*》と《*De caetero*》のあいだに挿入さるべきものであり、ルクレールはその全文を紹介している。⁽³⁷⁾ 本文を要約すればおおよそ次の通りである。あなたの方の中にはシトー会の規約を全く忘れたか、あるいはこれに無知になり、シトー会の栄光や繁栄と引替えに村落、水車、教会、祭壇などを所する者がいる。忠誠誓約や臣従礼を受けとり、農民や貢納者を抱え、地上の境域の拡大に汲々としている。今や修道会は完全に汚され、変質

した《*Laeditur hinc ordo penitus et mutatur*》。俗世を捨てて清貧の衣をまとい、神への奉仕を決意した修道士が俗事にまきこまれていく。その結果外部の者とのあいだに争いの絶え間がなく、多くの修道院が争訟につつまを抜かして罪に陥っている。修道会の冷淡さと愛の喪失は今や誰の目にも明らかだ。愛は清貧においてこそ一層栄えるからである。そして言う。「あなた方が修道会の本来の規約を捨てて他の修道院の普通法 *communia iura* に移りたいと願うならば、あなた方は普通法によつて裁かれなければならないでしょう。他の修道院と同様の生活をひきつける者は、法において同一の規律に服する義務があるからです」。⁽³⁸⁾ 使徒座の権威があなた方の所有地に与えた特権を、あなた方シトー会士は濫用してはならない。と、アレクサンデル三世はもともとシトー会に好意的な教皇であり、シトー会士が自助努力によつて問題の解決に当たることを当初から望んでいた。その教皇が例のないきびしい戒告を与えたのは、創建時の修道理念から逸脱したシトー会士の目に余る行状にあつたと言わなくてはならない。

J・ピユオは、傘下に二十九院をかかえるサヴィニー *Savigny* 修道院（アヴランシュ教区）を一一四七年にシトー会が併合したことが同会の世俗化を促進したと述べ、サヴィニー修族がシトー会に与えた影響を強調した。⁽³⁹⁾ たしかにサヴィニーはその創立以来、教会、十分の一税、パンナリテ収入をすすんで受け取つてきたからである。だがサヴィニー修族が

戒律の厳守と清貧で知られるクレルヴォーの属院になることでシトー会に合流したという事実は意味深長であろう。しかもベルナルの存命中でできごとである。クレルヴォー修道院長は、サヴィニーの土地がやせていて農作物の収穫が少ないので、修道士から十分の一税を奪うのは酷であると言って彼らを弁護したという⁽⁴⁵⁾。しかし、すでに先の論文で指摘したように、シトー会修道院は十二世紀の二十、三十年代には早くも教会や十分の一税を所有していたのであり、サヴィニー修族の併合にはなんの違和感も感じなかつたはずである。七年前の二一四〇年には、クレルヴォーは村落、教会、そしてあらゆる種類の教会収入を所有していたローマの修道院トレ・フォンターネ *Trè Fontane* を併合しており、ベルナルも教皇エウゲニウス三世もこの編入に賛成し、同意を与えていた⁽⁴⁶⁾。レツカイは「十分の一税の受納は、サヴィニー修族の入会以前でさえ珍しくはなく、経済的困窮によって正当化されていた」と述べ、サヴィニーとの合併に大いに責任のあつた聖ベルナル一人を非難するのは不当であると主張する⁽⁴⁶⁾。おそらくその通りであろう。シトー会士が責められるべきは、彼らが経済的困窮から脱出したのちにも長いあいだ特権に固執して、それを手放さずとしなかつたことにあるのである。

三 第三ラテラノ公会議と十分の一税

一一七九年三月五日に、二十一名の枢機卿とおよそ三百名の司教が出席して開幕した第三ラテラノ公会議の主たる目的は三つあつた。二十年続いたシスマの終結宣言とその再発防止、シスマによって低下した聖職者のモラルの改善と小教区司牧の充実、そして喫緊の急務である異端対策である。公会議は三月十九日に二十七ヶ条のカノン⁽⁴⁷⁾を制定して閉幕した。このうち十分の一税に言及しているのは第九、十四、二十三条のカノンである。第九条は、神殿騎士修道会士とヨハネ騎士修道会士の特権濫用をとりあげた。彼らは各地を巡回して司教の同意なしに、破門された者や聖務禁止下の信徒に秘跡を授け、埋葬し、司祭を任命する。騎士修道会士は巡回先の住民と兄弟盟約 *«fraternitas»* を結び、俗人領主から教会、十分の一税を受け取っている。「完全な権利によって」 *«pleno jure»* 騎士修道会士に属していない教会に司祭を任命するときには、彼らはまず司祭候補を司教に推薦しなくてはならぬ。当該司祭は、小教区の司牧にたいしては司教に責任を負うからである。当カノンには、動態的巡回司牧への当局の不信が表明されている。司教が所轄する小教区の枠内での静態的司牧こそが司牧本来の在り方なのである。これは司牧について規定した第一ラテラノ公会議のカノン第十四、十六条の再確認を意味した。第九条は、ソールズベリーのジョンがその『経綸の書』⁽⁴⁸⁾で紹介したハドリアヌス四世の批判と内容的に通ずるところがある。だが一一六〇、七〇年代には、神殿騎士修道会士は教皇の財務行政にとって不可欠の存

在であり、彼らの中から会計院長が選任されている。⁽⁴⁶⁾ 本カノンの禁令がどの程度まで遵守されたのかは不明である。三十五年後に召集される第四ラテラノ公会議は、再び彼らに対する批判を繰り返さざるを得なかったからである。カノン第十四条では、普及しつつある聖職禄の併有に警鐘を鳴らし、私有教会領主の越権行為（司祭の任免、タイユ・強課の賦課）を非難した。このあとに十分の一税に関する有名な禁令がつづく。「我々は、俗人が魂の危険を冒して所有している十分の一税を何らかの方法で他の俗人に譲渡することを禁止する。もしも十分の一税を受け取りながらそれを教会に引き渡さないならば、その者はキリスト教徒としての埋葬を拒否されよう」。⁽⁴⁷⁾ つまり俗人間での十分の一税の取引（相続、売買、譲渡、交換など）を全面的に禁止した。これによって一世代が経過すれば、俗人十分の一税はすべて教会の所有下に移るであろうと予想したのである。しかしこれはあまりにも楽観的にすぎた見通しであった。カノン第二十三条は癩者《leprosi》の保護規定である。彼らが共同生活を営むところでは、彼らに教会、墓地、司牧司祭が保証されねばならない。彼らが所有する庭畑地と家畜からは十分の一税が免除された。体の中で最も弱く見える肢体はかえって必要である（コリント前 一二・二二）と聖句の一節を引用している点に、これまで強制隔離されるだけであった社会的弱者への対応の変化がみとめられよう。

当公会議が最大の関心をよせていたのは言うまでもなく異端対策であ

った。カノン第二十七条は、アルビとトゥルーズ地方を席卷したカトリ派を断罪している。当局がなによりも強く警戒したのは民衆の自由説教である。アレクサンデル三世は、当公会議に出席していたセント・ポール教会（ロンドン）の参事会員ウォルター・マップにワルドー派の説教者を尋問させている。マップは彼らの説教活動には無論否定的であった。「彼らはさしあたり謙遜に始める。我々の領分を侵すことができないからだ。しかし彼らを容認するならば、いずれ我々が駆逐されよう」。⁽⁴⁸⁾ 司牧は伝統的な小教区の枠内で行われなくてはならない。当公会議のカノンには小教区教会と司牧司祭に関係するものが少なくない。小教区教会の地位と権利の確立にもなつて生じた弊害に注意を喚起しているのは、第三ラテラノ公会議の注目すべき特徴である。⁽⁴⁹⁾ たとえば中世の教会で猖獗をきわめた二つの弊害、期待権恵与（graces expectatives）と聖職禄併有をともに禁止した（第八、十三、十四条）。しかし皮肉にもこの悪弊は本公会議以後、急速に普及していく。さらに公会議は異端対策と関連して神学教育にも留意し、第十八条では各司教座教会に一名の神学教師をおき、彼に十分な聖職禄を与えてその生活を保障するように命じている。⁽⁵⁰⁾ 小教区司祭の収入源である聖式謝礼は第七条で禁止された。しかし公会議出席者の中には、本カノンの制定に異議をとなえた者が少なからずいたのである。「ある者は、この慣行（聖式謝礼の受納）を適法と考えている。なぜなら長年の慣行は、慣習に法としての効力を与えると

信するからである」と。中世人の心性がよく表われている。

公会議がシトー会士の十分の一税問題をあえて俎上に載せなかったのは、当局の最大の懸案であつた異端対策にシトー会士の協力が欠かせなかつたからである。都市化がすすみ、社会的流動性がたかまつた十二世紀において共住修道制の伝統を守り、堅固な浄行持律の修道生活をいとむシトー会士は、公会会によつて正統信仰の堡壘とみなされて絶大な信頼を得ていた。すでにクレルヴォー修道院長ベルナルはアンリ・ド・ローザンヌの異端を鎮圧するために俗権との協力を惜しまなかつたが、カタリ派改宗のためにみずからトゥルーズ、アルピにまで足を運んで彼らを前に説教した。⁽⁸²⁾ 十二世紀後半に正統信仰の擁護者として最もめざましい活躍を見せたのは、クレルヴォー修道院長アンリ・ド・マルシであった。彼は異端根絶のために公会議の開催をアレクサンデル三世によびかけ、カトリック信仰の防衛のためにピンハスの剣（民数紀略二五・七一八）を抜くように求めた。⁽⁸³⁾ 公会議開催の前年には、彼自身トゥルーズ地方に赴いてカタリ派改宗の説教をおこなつた。カノン第二十七条の制定を教皇に働きかけたのは、おそらくアンリ・ド・マルシであらう。⁽⁸⁴⁾ 彼は公会議のさなかにアルバーノの司教枢機卿に任命され、以後十字軍勸説と異端改宗説教に献身する。インノケンティウス二世即位二年後の一一三三年からインノケンティウス三世が即位した一一九八年までのあいだに、九名のシトー会士が枢機卿に任命された。⁽⁸⁵⁾ 一一六七年

から一一七八年にいたるおよそ十年間のブランクをのぞいて、教皇庁にはつねにシトー会士出身の枢機卿がいたのである。このうち五名はクレルヴォー修道士であり、うち一名は教皇に就任した。これはシトー会士、とくにクレルヴォー修道士が教皇庁でいかに信頼されていたかを示すものだ。シトー会士を重視した点ではインノケンティウス三世も同じであつた。教皇は三名（おそらくは四名）のシトー会士を枢機卿に任命した。⁽⁸⁶⁾ 教皇庁におけるシトー会士のプレスティージは、いうまでもなくクレルヴォーの偉大な修道院長ベルナルの名声に負うところが大きい。シトー会の利益を代弁する者が教皇庁にはつねに存在したのである。十二世紀の教皇は、聖地巡礼の救護のために騎士修道会士を必要としたように、正統信仰の擁護と異端の制圧のために尖兵としてのシトー会士を必要としていた。シトー会に対する数多くの苦情と批判が教皇庁によせられたにもかかわらず、アレクサンデル三世と彼につづく教皇がこぞつてシトー会を優遇し、その特権を認めつづけたのには、こつした理由があつたのである。

四 在俗聖職者のシトー会士批判

十二世紀後半の教皇がクレルヴォー修道士やシトー会士に発給した特許状では例外なく《sane laborum》のフレーズが用いられ、《sane novatum》

を引用した例は見当たらない。アレクサンデル三世、ルキウス三世、クレメンス三世、ケレスティヌス三世、そしてインノケンティウス三世が交付した特許状がそうである。⁽⁸⁸⁾ また司教団が特許状中の《labore》を勝手に《novalia》と読み替えてシトー会士の特権を侵さないように《Ardivimus et audientes》の一文を採録した特許状を、ルキウス三世、インノケンティウス三世が交付している。⁽⁸⁹⁾ このほかに種々の特権がシトー会士に与えられた。⁽⁹⁰⁾ アレクサンデル三世は、シトー会の各修道院長が配下の修道士、修練士を破門から解く権利を承認した。シトー会士があるいはそれに近い存在であったルキウス三世は、シトー会士に代訴人《yonomus》の設置を認可した。彼はシトー会士に代わって法廷活動をおこない、修道会のために告訴し、弁護するのである。さらにルキウスはいかなる聖職者もシトー会士に破門、聖職停止、聖務禁止などの教会罰を科すことを禁じた。ウルバヌス三世は、教区司教がシトー会士の叙階を拒否したときには、修道院長は叙階司教を自由に選任しうるという特権を認めた。教区司教が空位のばあいも同様である。シトー会士は世俗の裁判所に出庭の義務はなく、また教会会議への出席を強要されることもない。クレメンス三世は、クレルヴォー修道士に普通法にもとづいて法廷で証言する権利を承認した。

こうした一連の免属特権に支えられて、シトー会士の経済的地位は著しく強化された。しかしその半面では、第三ラテラノ公会議以後シトー

会士は在俗聖職者のきびしい批判にさらされたのである。たとえば、カントベリー大司教リチャードの下で書記長をつとめ、のちにロンドン教会の大助祭に就任するピーター・オブ・プロワは、公会議終了直後にシトー修道院長と修道会総会に宛てて次のように書いた。⁽⁹¹⁾「もしもあなたが他人のものをくすねたり、修道士や聖職者から十分の一税を奪い取らないならば、すべての者の願いと言葉はあなた方の聖性の称賛に向けられるでしょう。…土地があなた方の所有に移る前に負担し、人間のゆえではなく土地所有のゆえに教会に納められていた十分の一税を免除されるというこの不当な免税特権 *injurious immunitas* とは一体何でしょうか？ 土地があなた方の所有に帰したときに、なぜ他人の権利がおびやかされるのでしょうか？ 一般的な考えでは、土地はその負担と一緒にあなた方のものになったのですから。…ガリアの騎士は十分の一税の権利を奪っています。あなた方の特権を無視し、力づくであなた方から十分の一税を取り上げています。あなた方が抵抗すべきは彼らに対してであって、聖職者とその教会に対してではありません。…あなた方の修道会が貧困の中にあつて楽しみ、その貧しき憐みの心が惜しげもなく貧者の利益のために注がれていたときに、教皇陛下が特別の寛大さからあなた方に特権を与えたとすれば、それは公共の利益を損なつたといへ、必要があつて導入されたのですからその当時は我慢できたのです。しかしながらあなた方の所有地が増大して莫大な規模に達した今では、この

特権は信心の道具というよりは野心の道具とみなされます。…じつさい
譽れ高き教皇ハドリアヌスが決定したように、もしもあなた方が新開地
の十分の一税だけを受納するのであれば、損失は我々にとってより耐え
やすいでしょう。新開地の収入を我々はもともと享受しなかったのです
から。しかし哲学者の意見によれば、喜びと利益をもって所有されている
ものを手放すのは苦痛なしには起り得ないのです。書簡の内容はソ
ールズベリーのジョンが『経綸の書』で述べていることと似ている。ピ
ーターはジョンの弟子であり、彼がジョンの著作から影響を受けた可能
性は十分に考えられよう。

シトー会士へのアレクサンデル三世の晩年の信書《Suggestum est nobis》
は、ピーター・オブ・プロワの前述の書状を参照したかのようである。
シトー会士が十分の一税をめぐって争っている修道院、修道士とすみや
かに和解するように勧告したあとで、教皇は次のように論じている。
「あなた方の信仰の評判がこうした争いによって汚されないためです。
ローマ教会があなた方の修道会に十分の一税特権を与えたとき、修道院
は数が少なくきわめて貧しかったので、法律上なんびととのあいだにも
不和が生ずるおそれはなかったのです。しかし今や神の恩寵によって修
道院の数は増大し、所有地は豊かになったので多くの教会人がしばしば
あなた方のことで我々に苦情を訴えているのです。」⁽⁸²⁾ 噛んで含めるよう
な言い回しの中に、かえってシトーびいきだったアレクサンデル三世の

苦悩が滲みでているといえよう。

前述のウォルター・マップもまたシトー会士を警戒していた。彼はハ
ンリー二世に書記として長いあいだ奉仕し、ロンドン司教ギルバート・
フォリオの下でセントポール教会の参事会員として仕えた。のちにリ
ンカーン司教ヒューによってオックスフォードの大助祭に任命され、そ
の死（一二〇九／一〇）にいたるまでこの地位にあった。彼はアレクサ
ンデル三世の死の直後（一一八二年頃）に著わされた『宮廷人の繰り言』
《De Nugis Curialium》の中でシトー会士を風刺した。⁽⁸³⁾ 衣食全般にわたる
シトー会士の偽善とその飽くなき富への執着に言及しているが、マップ
によれば、シトー会士が財物を巻き上げるために狙いをつけたのは、浪
費癖があつて、いつも債鬼に追われている騎士であつた。さらに彼はつ
づける。「シトー会士はパリサイ人と一緒に、我々は他の人間とはちが
うのだという。つまり自分たちは、所有するすべてのものにたいして十
分の一税を支払うとは言わないからだ。パリサイ人とともにシトー会士
は我々を指して、この取税人のごとくでないことを感謝するといふ。こ
れに対して我々は、神よ罪びとである我を憐みたまえと言つのである。
なるほど神がうぬぼれに耳を傾け、へりくだることをよしとしないので
あれば、シトー会士はヘブライ人で我々はエジプト人ということになる
わけだ。」⁽⁸⁴⁾ なんとも辛辣な皮肉である。聖ベルナルは、かつてマルム
ーティエ工修道院長オドンに対して十分の一税や供物の受納は争訟の種に

なり、禍をまねく原因になるといつて警告を発したが、彼の言葉はそっくりそのままシトー会士に投げ返されたのである。

もう一人の在俗聖職者はウェールズのジラルド（一四七二—一五二一年）である。一時期ヘンリー二世に礼拝堂付き聖職者として仕えたが、のちにセント・デイヴィッドの大助祭になり、生涯このポストにとどまった。彼は人口に膾炙した有名な話を伝えている。フランスの学者フルコがイギリス王リチャード一世を諷めて言った。王が三人の娘、すなわちスペルビア（傲慢）、ルークスリア（贅沢）、そしてクビディタース（強欲）を抱えているかぎり、神の恩寵を手にするのは難しいだろうと。王はしばらく考えてから次のように答えた。「三人の娘を私はすでに嫁がせた。長女スペルビアは神殿騎士修道会士に、次女ルークスリアはベネディクト会士に、そして三女クビディタースはシトー会士に」⁽⁸⁶⁾。この小話は十二世紀末葉に、人々が白衣の修道士をいかなる思いで眺めていたのかを示して余り有るといえよう。さらにジラルドは新旧修道制の性格が著しく接近してきた有様を、グランモン会を例にとつて説明している。グランモン会は厳格な規律、清貧、そして沈黙の遵守で知られた隠修士的性格をもつ修道会であったが、ときがたつにつれて世故にたけた年長者の忠告が修道会の当初のきびしい規約を緩和した。現在では、グランモン会に必要なだけの犁や農具、大小の家畜、広大な農場と牧場をシトー会に倣つて《more Cisterciensium》所有している。彼

らは教会聖職禄をすすんで受け取るが司牧はおこなわない。この点でグランモン会士は幾分かクリュニー会士、カルトゥジア会士に似ている。かつては大いなる信心と修道士の完徳のゆえに拒んでいた教会の受納が、この点についてはシトー会士もクリュニー会士やグランモン会士と似てきており、教会の受納を恥ずかしたり、遠慮したりはしない⁽⁸⁷⁾。と。教会の受納は一般的にいえば、十分の一税の取得を意味する。すべての観想修道会がこの点では似通ってきているとの指摘は注目されよう。

かくてシトー会士は、教皇の要請と世評にうながされて、自己規制に乗り出さざるを得なくなつた。すでに一一八〇年の修道会総会では、十分の一税を負担している農地やブドウ畑を今後入手したときには、修道院は当税を旧所有者に引き続き支払うことを決定した。ただし所有者の完全な寄進、あるいは所有者との示談によって、当税をめぐる争いが発生するおそれがない場合は例外とされた。一一九〇年の修道会総会はさらに踏み込んで、シトー会修道院は以後購入によらずに「無条件の施与」《pura elemosyna》によつてのみ農地を受け入れると決議した⁽⁸⁸⁾。インノケンティウス三世はかねてシトー会に自粛をよびかけていたが、シトー会の十分の一税特権の規制強化をもとめる風潮の中で第四ラテラノ公会議が開催されたのである。

五 第四ラテラノ公会議と十分の一税

結びにかえて

第四ラテラノ公会議は四百名以上の司教、八百名以上の修道院長、聖堂参事会長、その他の聖職者が出席して、一二一五年十一月十一日（聖マルティヌスの祝日）にラテラノ聖堂で開幕した。オリエントからも十字軍国家のラテン人司教が参列している。公会議は二十日間わたる協議、献堂式典、ローマ市民を交えての祝賀行事などをおえて、十一月三十日（聖アンドレアスの祝日）に全七十条のカノン制定して閉幕した。⁽⁶⁾ 十分の一税に関係するカノンは全部で七ヶ条（第三十二、五十三、五十四、五十五、五十六、六十一、六十七条）をかぞえ、全カノンの一割を占める。これは教会にとり十分の一税がいかに重要なテーマであったかを示すものだ。七ヶ条はその内容からみて三つに大別されよう。第五十三、五十四、六十七条はラテン・キリスト教徒の納税義務と当税の教会帰属を規定した。第五十五、六十一条はシトー会士、騎士修道会士の特権の規制に関するものである。また第三十二、五十六条は小教区司祭の適正な取り分の保証についての規定である。順を追ってみていこう。

(1) 第五十三条は、十分の一税を逃れるために土地を他人に与えて耕

作させる者について述べている。ここで他人とはキリスト教徒ではあるが、典礼上の相違から《secundum suos ritus》十分の一税の納付を免れている人たちであり、具体的にはギリシヤ人を指す。⁽⁷⁾ 第四回十字軍によってラテン人諸国家が建設され、ラテン人とギリシヤ人の混住地域がふえた。十分の一税はビザンツでは知られていなかったため、ラテン人の領主《domini praediorum》の中には、ギリシヤ人に土地を与えて耕作させ、教会に支払うべき十分の一税を逃れて多大な利益をあげる者がいた。本条はラテン人領主のかかる詐術を禁止する意図からたカノンである。「十分の一税は必ず支払われるべきものであり、それは神法と承諾された地方の慣習によって義務づけられている」と述べている。第五十四条は、十分の一税が諸貢租に優先して納付されるべきであると規定したカノンである。十分の一税はキリストが普遍的支配権のしるし《signum universalis domini》としておのれに留保した税であり、信徒は諸貢租に優先してこれを納める義務がある。キリストの代理人である教皇は、この普遍的支配権のしるしである十分の一税を東西両教会のキリスト教徒に課すことを望んでいたと思われる。これを裏付ける史料もある。たとえばインノケンティウス三世は公会議開催の数年前（一二〇八年七月）に、テバイの貴族にたいして「服属しているギリシヤ人とラテン人の双方に命じた。いかなるキリスト教徒も法的に当税の支払いを免れていな

いからだという。⁽⁷²⁾ アテナイ公にも同様の指示をだした。⁽⁷³⁾ 翌年、教皇はコンスタンティノーブル総主教にたいして教区のギリシヤ人信徒に十分の一税を納付させるように勧告し、納入を怠る者には教会罰を科すように求めている。⁽⁷⁴⁾ 他方、帝都在住のラテン人は十分の一税を納付していた。たとえばヴェネツィア人は帝都占領後、グラード総大司教に十分の一税を納めた。しかし十分の一税の納付はラテン人司教の權威を承認することであり、ギリシヤ人はこれに強く反発した。カノン第五十四条は十分の一税の納付を全信徒の義務とみなしはしたが、第五十三条は慣習上の相違を考慮して、ギリシヤ人には十分の一税を強制していない。ラテン人領主の詭計だけを問題にしている。結局ギリシヤ人のあいだには十分の一税は根を下ろさなかつたのである。

第六十七条はユダヤ人の高利をあつかっている。第三ラテラノ公会議のカノン第二十五条はキリスト教徒間の高利の罪《*crimen usurarii*》を問題にしたが、本カノンはユダヤ人に対する禁令である。「ユダヤ人は短時日にキリスト教徒の富を吸い尽くそうとしている」と述べてユダヤ人への警戒をよびかけた本カノンは、衣服によるユダヤ人の識別を命じた第六十八条、「キリストの冒瀆者」《*Christi blasphemi*》であるユダヤ人を公職から追放した第六十九条、改宗ユダヤ人がユダヤ教の古い祭儀を完全に捨て去ることを命じた第七十条と併せて考察される必要がある。第六十七条がユダヤ人の高利貸付を禁止したのは、たんに倫理上の

理由からだけではない。流質によつて実入りのいい十分の一税と供物が教会から失われるのを当局が恐れたからである。この点は同カノンの以下の規定からも明らかである。「我々は、家屋と土地がいかなる名義であれユダヤ人の手に渡る前に教会が受け取っていた十分の一税と供物を、ユダヤ人に納付させるように定める。教会が不利益を被らないためである」。⁽⁷⁵⁾

(2) 第五十五条の見出しには「入手さるべき土地からは、特権に妨げらるることなく、十分の一税が支払わるべし」とある。本条は言つまでもなくシトー会士をターゲットにしたカノンである。その前半では次のようにいう。「最近シトー会修道院長が修道会総会に集まつて、我々の警告にもとづき慎重にも以下の決定を下した。すなわち同会修道士は修道院新設の場合をのぞいて、教会に十分の一税が支払われている土地を他の者から購入しないこと、これである。そうした土地が信徒の敬虔の念からシトー会士に譲渡されたり、修道院新設のために購入されたときには、シトー会士から耕地を委ねられた者は教会に十分の一税を支払わなくてはならない。シトー会士の特権によつて教会がこれ以上煩わされないためである」。⁽⁷⁶⁾ 前半ではシトー修道会総会の決議が紹介されている。すでに述べたように、シトー会士は在俗、律修両教会のきびしい批判にさらされてきたが、「我々の警告にもとづき」とあるように教皇もまた再三シトー会士には忠告していたのである。さらに続けていう。「した

がって我々は以下の通り定める。すなわち他の者に譲渡されるか、今後入手さるべき土地からは、たといシトー会士がそれらをみずからの手と費用によつて *propria manibus aut sumptibus* 耕作したとしても、彼らはその土地のゆえに十分の一税が支払われていた教会に引き続き当税を支払わねばならない。ただしシトー会士が当該教会と別途協定をむすんでいる場合はこのかぎりではない。したがって我々は、このような好ましくかつ適切な規約を同じ特権を享受する他の修道士にも広く適用することを願ひ、以下のごとく命令する。すなわち高位聖職者はすんで修道士に彼らの不当な行為にたいして正義の補償をおこなわせ、彼らの特権を誠実かつ完全に遵守させるように努めなくてはならない⁽⁷⁸⁾。後半では修道会総会の決議をつけて、当公会議でなされた決定について述べている。そして本規定が騎士修道会士にも適用されるように求めた。結局本カノン⁽⁷⁹⁾は、六十年前にハドリアヌス四世が承認した特権内容に立ち戻つたのである。

十分の一税と教会《*ecclesias seu decimas*》を司教の同意なしに受け取ることを禁じたのである。

(3) 第三十二、五十六条はともに小教区司祭の境遇の改善を目的としたカノンである。第五十六条は、小教区教会の請負、受封によつて司祭の生計の資である十分の一税が奪われるのを懸念している。請負人や受封者は協定と引替えにしばしば修道院、司教座教会に墓地を確保するが、かかる取決めは「貪欲の根から発している」と批判する。第三十二条は、小教区教会の保護者《*patroni*》が司祭に十分の一税の適正な取り分《*portio congrua (sufficiens)*》を保証するように命じたカノンである。保護者が教会収入の大半を自分のものにするので司祭の生活は困窮している。地方によつては十分の一税の十六分の一《*quartam quartae*》(1)しか司祭に与えないケースもみられ、そこでは多少なりとも教養のある司祭を見出すのはむずかしい状態にあるという。教会を保有する者は当教会でみずから聖役を果たすのが原則であるが、これにも例外がある。小教区教会が聖職禄や頭職に結合している場合である。その保有者は大教会で奉仕する《*in maiori ecclesia deservit*》義務があるので、代わりに終身代理人《*perpetuus vicarius*》をおくことが許される。しかし彼には教会収入の適正な取り分が保証されねばならない。さらに司祭の生計に充てらるべき教会収入の一部をさいて定期金《*pensio*》とし、これをベネフィキウムとして第三者に譲与することを禁じた。総じて小教区司祭の社会的地位は

低く、しかも不安定であったと言わざるを得ない。ちなみにカノン第四十五条は、小教区教会の聖職者を殺害したり、肢体を切断した保護者は保護権《ius patronatus》を喪失するという規定である。

小教区司祭の生計は何に依存していたのであろうか？ カロリング朝の教会勅令が規定した完全マンスス《mansus ingeg》（税が免除された最低生活費用⁽⁸⁰⁾）のほかに十分の一税、埋葬料、そして聖式謝礼（Stolgebühren, casuel）が主なものである。十分の一税では穀物やブドウ酒に課される大十分の一税（grosses dimes）の一部と小十分の一税（menues dimes）の三分の一⁽⁸¹⁾が主な収入源である。後者は庭畑地に課される十分の一税であるが、ここには豆類、クレソン、玉ねぎ、リンゴ、ナシなどの野菜や果物、麻、藁などの繊維作物、大青などの染料作物のほかに、ニワトリ、アヒル、ガチョウなどの家禽類が含まれた。小十分の一税の方が司祭の生計にとって重要な意味をもったのである。無視できない収入として聖式謝礼がある。これを「称賛すべき慣習」《laudabilis consuetudo》として公認したのは第四ラテラノ公会議が最初である（カノン第六十六条）。これについてシュライバーは次のように述べている。

「立法は健全な現実的政策の道をすんだ。この政策はグレゴリウス改革者たちの並はずれた一切の理想主義から決別して、日常生活の実際的な必要に順応したのである」⁽⁸²⁾と。

カノン第五十五条の規定によって、第四ラテラノ公会議以後、十分の

一税を免除されるのは二種類の土地にかぎられた。修道士が公会議以前に入手し、みずからの手と費用によって耕作した農地と今後あらたに獲得さるべき新開地がこれである。⁽⁸³⁾すでにアレクサンデル三世は勅書《Ex parte》の中でシトー会士と騎士修道会士以外の修道士にたいしては免税特権を新開地に制限していたので、本公会議以後、修道会特権の平準化がすすんだ。⁽⁸⁴⁾インノケンティウス三世は新開地の概念をますます限定的に理解するようになった。それは「新たに耕作された農地であつて、人間の記憶が及ぶかぎり、なんびとによつても耕作されなかつた土地」⁽⁸⁵⁾の謂であり、放棄されていた休耕地が復旧されたものは新開地に該当しない。さらにグレゴリウス九世は、造成された新開地の十分の一税は永久に開発者のもとにとどまると規定した。注釈法学者はこれを「ひとたび新開地たりしものはつねに新開地たるべし」《semel novate semper est novate》⁽⁸⁶⁾と注釈している。新開地に永久的な性格をもたせた理由は、なによりも開墾の奨励にあつたのである。

注

(1) 関口武彦「教皇改革と十分の一税」『山形大学紀要・社会科学』第三十八巻第一号（二〇〇八年）四九頁以下。シュタープはオウルデリクス・ウィターリスによって紹介されたロペール・ド・

モローアのシトー創建の理念 (decimae aliorum hominumの受納禁止

de la Papauté, Paris 1994, 53-55.

はその一)は、帝国のメインシ、オスナブリュック、トワールの教会指導者の改革理念に非で違ひなく主張せらる。cf. F. Staab, "Die Wurzel des zisterziensischen Zehnprivilegs. Zugleich: Zur Echtheitsfrage der

(3) G. W. Greenway, *Arnold of Brescia*. Cambridge 1931, 99-146. 関口武雄『第一、第二、第三、第四の公会議』『山形大学紀要・社会科学』第三十巻総集1冊(1995年)111頁以下。

Querimonia Eglmari episcopi und der Responsio Stephani V papae", *Deutsches Archiv* 40 (1984), 21-54, vornehmlich 52-53. ロギールの脚

(4) P. Munz, *Frederick Barbarossa: A Study in Medieval Politics*. Ithaca and London 1969, 141ff.

想は、シトー会、『創立小史』第十五章、およびドゥラング・フオン・ブリーコーフエニングの『クリトニー修道士とシトー修道士の対話』(Dialogus inter Cluniacensem et Cisterciensem, in: *Thesaurus*

(5) *Ibid.*, 165-69. なおロンカリア立法については、勝田有恒氏による邦訳と解説がある。『西洋法制史料選 中世』創文社、一九七八年、九八—一〇九頁を参照。

novus anecdotorum. Paris 1717, vol.v, cols. 1571-1654) に収録されている。ドゥラングの本作品(一一五〇年代に完成)に登場するシ

(6) I. S. Robinson, *The Papacy 1073-1198: Continuity and Innovation*. Cambridge 1990, 388-93.

トー修道士は、税金、祭壇収入、供物、埋葬料、十分の一税、パン焼き職、水車の所有に法的的権限を有する(*Ibid.*, cols. 1593-94). cf. J. F. O'Sullivan, J. Leahy and G. Perrigo (transl.), *Cistercians and Cluniacs: The Case for Citeaux. A Dialogue between Two Monks. An Argument on Four Questions by Idung of Prifjening*. Kalamazoo, Michigan 1977, 53-54.

(7) ハドリアヌス四世は在位中十三名の枢機卿を任命した。一一五九年九月の教皇選挙の際に十一名の枢機卿が生存しており、このうち九名がアレクサンデル三世を支持した。二名はヴィクトル四世を支持したが、程なくアレクサンデル三世の陣営にうつった。ハドリアヌス自身が任命した枢機卿のあいだにも外交政策上の一致が存在したわけではない。cf. B. Zenker, *Die Mitglieder des Kardinalkollegiums von 1130 bis 1159*. Würzburg 1964.

(2) ハドリアヌス四世については以下の研究を参照。W. Ullmann, "The Pontificate of Adrien IV", *The Cambridge Historical Journal* 11 (1955), 232-52; R. W. Southern, *Medieval Humanism and Other Studies*. Oxford 1970, 234-52; K. Schmith, "Adrien IV", dans: *Dictionnaire Historique*

(8) J. Dickinson (transl.), *The Statesman's Book of John of Salisbury: Policraticus*. New York 1963 (1927), 251-57, 312-22, 398-410.

- (9) *Ibid.*, 410.
- (10) *Ibid.*, 318-19.
- (11) *Ibid.*, 320.
- (12) 'Sane novialium vestrorum, quae propriis manibus aut sumptibus colitis, sive de nutrimentis animalium vestrorum, nullus a vobis decimam exigere praesumat' : *PL*, t. 188, col. 1377 ; *JL*, n° 9972.
- (13) 'de laboribus quos propriis manibus sumptibusque colligitis' : *PL*, t. 179, col. 387 ; *JL*, n° 7927.
- (14) 'nos enim religiosi viri decimas novialium solum duximus concedendas' : *JL*, n° 10189a (§ 1156).
- (15) 'Nos siquidem religiosi viri non alias decimas nisi eas, quae de novaiibus provenire noscuntur duximus indulgendas' : *Mansi*, t. 21, col. 830 ; *JL*, n° 10444 (§ 1155).
- (16) ハユリトス田井の禮體ニ特許状也 *PL*, t. 188, cols. 1361-1644 田井禮體ニ特許状也 《sane novialium》のノムールヨリノトス田井の禮體ニ特許状也 cols. 1377, 1430, 1464, 1511-12, 1459, 1500-01, 1522, 1528, 1555, 1567, 1586-87, 1624, 1628.
- (17) 'Concedimus ergo tibi tuisque successoribus in perpetuum, ut in Parochiis ad jus tuum pertinentibus nullus futuris temporibus ordo seu religio nisi Cluniacensis ponatur, ea videlicet ratione, ne bona vel jura benignitate
- (18) Romanorum Pontificum Ecclesiae tuae collata, obtentu cujuslibet novae vel supervenientis religionis minuantur aut auferantur. Statuimus nihilominus ut infra terminos Parochiarum tuarum nullus Cimiterium absque assensu tuo construere praesumat' : *Bull. C.*, 68 ; *JL*, n° 10069 (§ 1155).
- (19) L. Duchesne (ed.), *Le Liber Pontificalis*. Paris 21981, t. II, 389.
- (20) W. Stubbs, "Learning and Literature at the Court of Henry II", in : id., *Seventeen Lectures on the Study of Medieval and Modern History*. New York 1967 (Oxford 1886), 115-35, esp. 132.
- (21) R. W. Southern, *op. cit.*, 251-52.
- (22) トムクハント田井の禮體ニ特許状也 M. Pacaut, *Alexandre III : recherche sur la conception du pouvoir pontifical dans sa pensée et dans son oeuvre*. Paris 1956 ; id., "Alexandre III", dans : *Dictionnaire Historique de la Papauté*, 64-67.
- (23) *CIC*, II, xi-xvii.
- (24) G. Constable, *Monastic Tithes from Their Origins to the Twelfth Century*. Cambridge 1964, 294.
- (25) *PL*, t. 200, col.86.
- (26) *Ibid.*, col. 94.
- (27) *RCAC*, n°s 94, 99 ; *CDAC*, n° 175.
- (28) G. Schreiber, *Kurie und Kloster im 12. Jahrhundert*. Stuttgart 1910, I Band,

- (82) 'Ex parte tua ad nos noveris pervenisse, quod albi monachi et nigri, et quidam alii religiosi viri ecclesias tuae iurisdictionis redditibus decimarum occasione privilegiorum, quae sibi Romana indulisti ecclesia, spoliare praesumunt. Sane nolimus te latere, quod sanctae memoriae praedecessores nostri fere omnibus religiosiis decimas laborum suorum concesserant. Sed bonae memoriae praedecessor noster Hadrianus solis fratribus Cisterciensis ordinis, et templariis et hospitalitatis decimas laborum suorum, quos propriis manibus vel sumptibus colunt, indulisit; ceteris vero, ut de novallis suis, quae propriis manibus vel sumptibus excolunt, et de nutrimentis animalium suorum, et de hortis suis decimas non persolvant, concessit; quem summus super his imitavit': *Decretals*, III, 30, 10 (*CIC*, II, col. 559); *JL*, n° 14117. cf. G. Constable, *op. cit.*, 298-99.
- (83) G. Schreiber, *op. cit.*, 266-67.
- (84) *Ibid.*, 268; *JL*, n° 12181.
- (85) *Decretals*, III, 30, 12 (*CIC*, II, col. 560); G. Schreiber, *op. cit.*, 267f.
- (86) 'Nam, si intelligeremus tantummodo de novallis, ubi ponimus de laboribus, de novallis poneremus, sicut in privilegiis quorundam aliorum ponimus': *Decretals*, III, 30, 12 (*CIC*, II, col. 560).
- (87) J.-M. Canivez, "Cîteaux", dans: *Dictionnaire d'Histoire et de Géographie Ecclésiastiques*. Paris 1953, t. 12, col. 903.
- (88) *PL*, t. 200, cols. 594-5; *JL*, n° 11633.
- (89) J. Leclercq, "Passage supprimé dans une épître d'Alexandre III", *Revue Bénédictine* 62 (1952), 149-51; id., "Épîtres d'Alexandre III sur les Cisterciens", *ibid.*, 64 (1954), 68-82.
- (90) L. J. Lekai, *The Cistercians: Ideals and Reality*. The Kent State University Press 1977 (朝倉文中・函館大学出版会) シュー・ベック出版 邦凡社 一九八九年) cf. *ibid.*, 49, 294-95, 300-01 (邦訳書 七一―七十一―三八一―三三八頁)。
- (91) J. Leclercq, "Passage supprimé...", *op. cit.*, 151.
- (92) 'Si enim, relicis originalibus ordinis institutis, ad communia volueritis aliorum monasteriorum iura diuertere, oportebit et nos communi iure censeri, quia dignum est ut qui similem cum aliis suscipiunt vitam, similem sentiant in legibus disciplinam.': *ibid.*
- (93) J. Buhot, "L'Abbaye Normande de Savigny, chef d'Ordre et fille de Cîteaux", *Le Moyen Age* 46 (1936), 249-72.
- (94) *Ibid.*, 256-57.
- (95) 関口「教團法典の十六の十一税 四〇頁以下」。
- (96) L. J. Lekai, *op. cit.*, 294 (邦訳書 三二〇頁)。
- (97) *Ibid.*, 293, 49 (邦訳書 三二六―三二七頁)。
- (98) 二十七年条のカーンゴゴゴゴ「COD, 211-25」を参照。cf. R.

- (76) 'Ac eadem poena Iudaeos decernimus compellendos ad satisfaciendum ecclesiis pro decimis et oblationibus debitis, quae a christianis de domibus et possessionibus aliis percipere consueverant antequam ad Iudaeos quocumque titulo devenissent ut sic ecclesiae conserventur indemnes.' : *ibid.*, 265-66. 『おカノンにことばは 関口 前掲書 四六七頁を参照』
- (77) 'Ut de terris acquirendis, non obstantibus privilegiis, decimae dentur' : *COD*, 260. 今野説（前掲論文 一四七頁）では「入手した土地からは特権によつて妨げられない限り、十分の一税が与えられる」となっているが、これは誤説である。テキストの内容が全く逆の意味に理解されてあり、これではなんのためにカノンを制定したのか分からない。なお今野氏の前掲論文のカノン見出しの訳文には誤訳が多いので注意を要する。たゞこれは第六、十九、二十八、三十一、四十一、五十五、五十六条のみ。
- (78) 'Nuper abbates Cisterciensis ordinis in generali capitulo congregati ad commonitionem nostram provide stauerunt, ne de caetero fratres ipsius ordinis emanant possessiones, de quibus decimae debentur ecclesiis, nisi forte pro monasteriis noviter fundandis. Et si tales possessiones eis fuerint pia fidelium devotione collatae aut emptae pro monasteriis de novo fundandis, committant excolendas aliis a quibus ecclesiis decimae persolvantur, ne occasione privilegiorum suorum ecclesiae ulterius praegraventur.' : *COD*, 260.
- (79) 'Decernimus ergo, ut de alienis terris et amodo acquirendis, etiam si eas propriis manibus aut sumptibus deinceps excoluerint, decimas persolvant ecclesiis, quibus ratione praediorum antea solvebantur, nisi cum ipsis ecclesiis aliter duxerint componendum. Nos ergo statutum huiusmodi gratum et ratum habentes, hoc ipsum ad alios regulares, qui gaudent similibus privilegiis, extendi volumus, et mandamus ut ecclesiarum prelati promiores et efficaciores existant, ad exhibendum eis de suis malefactoribus iustitiae complementum, eorumque privilegia diligentius et perfectius studeant observare.' : *ibid.*
- (80) G. Schreiber, *op. cit.*, 142. 関口前掲「十分の一税の確立とカノンの問題」『山形大学紀要・社会科学』第三十七巻第一号（二〇〇七年）七頁。
- (81) 大・小十分の一税にことばは次の箇所を参照。G. de Valous, *Le temporel et la situation financière des établissements de l'Ordre de Cluny du XII^e au XIV^e siècle*. Paris 1935, 107 ; Ch. Renardy, "Recherches sur la restitution ou la cession de dîmes aux églises dans le diocèse de Liège du XI^e au début du XIV^e siècle", *Le Moyen Age* 76 (1970), 236. 十分の一税の具体的な内容と同牧同祭の取り分などにことばは次の論文を参照。B. Delmaire, "Note sur la dîme des jardins, mes et courtils dans la France du Nord au moyen âge", dans : E. Mornet (dir.), *Campagnes médiévales* :

l'homme et son espace (Études offertes à Robert Fossier), Paris 1995, 231-46.

monastiques”, dans : *Les moines noirs (XIII^e-XIV^e siècle)*, Toulouse 1984, 294.

- (87) G. Schreiber, ‘Kirchliches Abgabewesen an französischen Eigenkirchen aus Anlaß von Ordalien’, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, kan. Abt. 5 (1915), 418. なお註口「教皇改葬と十分の一税」五四頁^四
- (88) D. Knowles, *The Monastic Order in England*. Cambridge 1966 (1940), 355-56; J.-B. Mahn, *op. cit.*, 112.
- (89) G. Schreiber, *Kurie und Kloster*..., 269. 「十三世紀の修道会并興の権が知るところの新開地十分の一税の免除だけではない(*ibid.*)。中世末期になると十分の一税は教会税と同一ものには無いのシマンペール・ルージュの地租的性格を強化しよう。他方、十分の一税の納付は必しも信徒の義務ではなごう。説教ある者が托鉢修道士の中にのみ限られる。 cf. P. Viard, “L’évolution de la dime ecclésiastique en France aux XIV^e et XV^e siècles”, *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, kan. Abt. 3 (1913), 107-40.
- (90) ‘ut novale intellexerint agrum, de novo ad cultum redactum, de quo non existat memoria, quod aliquando cultus fuisset.’ : *Decretals*, V, 40, 21 (*CIC*, II, col. 918).
- (91) *Decretals*, V, 33, 33 (*CIC*, II, col. 869). cf. H. Gilles, “A propos des dîmes

La question de la dîme dans la seconde moitié du XII^e siècle

SEKIGUCHI Takehiko

Dès 1132, un privilège *«Habitantes in»* du pape Innocent II dispensait les Cisterciens de payer la dîme sur les terres qu'ils cultivaient de leurs propres mains et à leurs frais (*propriis manibus et sumptibus*), c'est-à-dire sur l'ensemble de leurs propriétés. Cette concession, preuve d'une faveur extraordinaire concernant l'ordre de saint Bernard, suscita de nombreuses contestations. Une première réaction se place au milieu du XII^e siècle. Le pape Adrien IV pose en principe que l'exemption de la dîme doit se limiter aux seules terres nouvellement défrichées. Pour les terres d'ancienne culture nouvellement acquises, Adrien IV refuse d'admettre le privilège.

Mais le successeur d'Adrien IV, Alexandre III, ne partagea pas son point de vue, au moins en ce qui concerne une partie des ordres monastiques : les Cisterciens, les Templiers et les Hospitaliers. Il leur rend l'exemption totale de *decimae laborum suorum quos propriis manibus vel sumptibus colunt* par sa bulle *«Ex parte»*. L'exemption leur attira des hostilités de plus en plus violentes, par conséquent le pape, si favorable aux Cisterciens, dut lui-même leur conseiller de ne pas abuser du privilège par ses bulles *«Inter innumeras»* et *«Suggestum est nobis»*. Il les exhorta à cesser d'accroître sans mesure leurs domaines et leurs troupeaux.

En 1180, le chapitre général décida que l'ordre devrait à l'avenir, lorsqu'il acquerrait une terre ou une vigne jusqu'alors passible de la dîme, continuer à la payer. En 1190, afin d'écarter l'accusation de *cupiditas*, on renonça à tout nouvel achat de terres, pour ne plus accepter que *pura eleemosyna* de fidèles. Enfin en 1215, le quatrième Concile de Latran adopte une mesure décisive. Le canon 55 ratifie la décision du chapitre général de l'ordre de Cîteaux relative aux exemptions de dîme. Les Cisterciens et les moines des autres ordres continueront à payer à l'église la dîme sur les biens qu'ils acquerront, même si les acquisitions sont cultivées *propriis manibus aut sumptibus* par les moines. Désormais, le privilège ne vaut que pour deux sortes de terres, c'est-à-dire les terres anciennement cultivées acquises avant 1215 et les terres nouvellement défrichées (*novalia*).